

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次の通り公告します。

なお、本公告は、国土交通省の令和7年度事業「地域公共交通確保維持改善事業補助金（自動運転社会実装推進事業）」の活用を想定した事業であり、不採択結果の場合は契約締結しません。また採択結果内容により、協議の上契約変更があることを前提とした発注とします。

令和7年5月12日

奈良県明日香村自動運転社会実装推進実行委員会 会長

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度 自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(3) 委託業務の内容

本業務は、奈良県、明日香村、奈良交通（株）で奈良県明日香村自動運転社会実装推進実行委員会（以下、実行委員会という）を設置し、さらなる手動介入の削減を目指した自動運転実験走行の実施及びレベル4申請に必要な走行環境条件付与申請に先立ち必要となる資料作成を行う。

(4) 委託金額

金 103,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。

(4) 令和6・7年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されており、奈良県内に本店または支店等を有すること。

(5) 令和6・7年度明日香村入札参加資格者名簿のうち、土木関係建設コンサルタント業務（道路または都市計画及び地方計画）に登録がある、もしくは、「役務（情報処理・システム開発類）」に登録があること。

(6) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 令和元年4月以降、国または地方公共団体において自動運転の実証実験、結果検証等の業務に関する実績を有すること。

3 業務委託者の選定方法

実行委員会は、自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契

約候補者として選定します。

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。なお、主な日程は次のとおりです。

実施内容	実施期間または期日
実施要領等の交付	令和7年5月12日（月）～令和7年5月19日（月）
参加申込書の提出	令和7年5月12日（月）～令和7年5月19日（月）
質問票の提出	令和7年5月20日（火）
提案書の提出	令和7年5月26日（月）～令和7年5月30日（金）
ヒアリング	令和7年6月中旬
審査結果の通知	令和7年6月中旬予定
契約の締結	令和7年6月下旬予定

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

（1）交付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月19日（月）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（2）交付場所

明日香村総合政策課 〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

（3）交付資料

- ①公募型プロポーザル実施要領
- ②業務仕様書
- ③参加申込書（様式1）
- ④資格調書（様式2）
- ⑤質問票（様式3）
- ⑥提案書（様式4）
- ⑦業務実施体制及び実績（様式5）
- ⑧提案書（様式6）

※上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<https://www.asukamura.jp>）からもダウンロードできます。

5 参加申込書の提出

（1）提出期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月19日（月）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（2）提出場所

明日香村総合政策課 〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

6 質問票の提出

受付期間

令和7年5月20日（火）
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

7 提案書の提出

（1）提出期間

令和7年5月26日（月）から令和7年5月30日（金）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村総合政策課 〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2 1 番地

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、実行委員会が実行委員会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は、「自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託プロポーザル実施要領」によるものとします。

10 問い合わせ先

明日香村総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2 1 番地

TEL 0744-54-9018 FAX 0744-54-2440